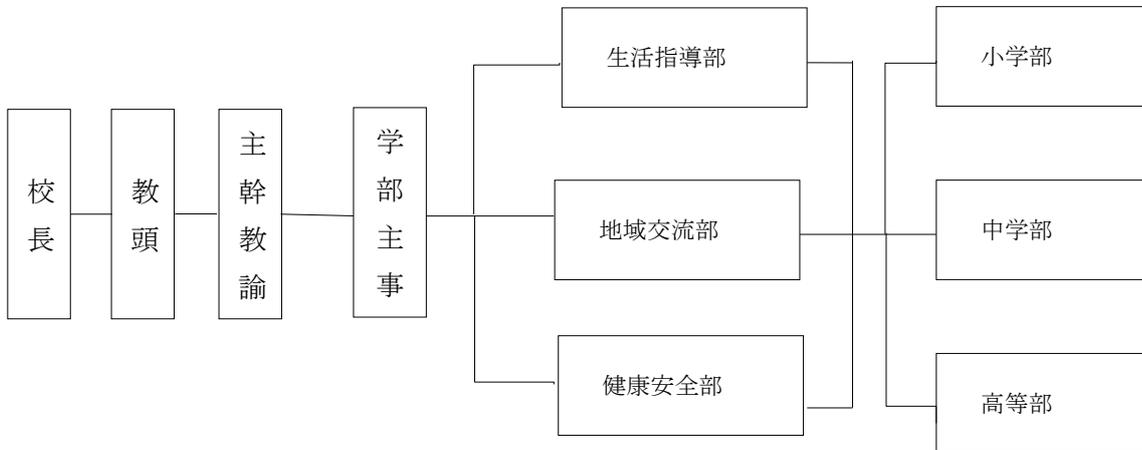


5 教育相談

(1) 教育相談の組織及び体制



〈教育相談の体制〉

- ・校内支援委員会は、必要に応じて随時開催し、ケース会議等も実施する。
- ・スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用については、教育相談の流れにおいて必要に応じて対応する。活用の際は、対象児童生徒の担任を中心に依頼文及び報告書を作成し、日程調整や運営面については、総務企画部と養護教諭がサポートする。
- ・いじめ防止対策委員会（年3回）等の取組や生活アンケート等の調査結果等を考慮に入れ、教育相談に反映させる。

(2) 教育相談の年間計画

月	行事・学部・学級	生活指導部	健康安全部	地域支援部
4	入学式	教育相談、ケース会議	教育相談	校内支援委員会
5	個別面談	心と体の振り返りシート	必要に応じて、 スクールカウンセ ラー、SSWの 派遣依頼の活用	教育相談
6		心のきずなを深める月間		ケース会議
7	ふれあい交流会	いじめ防止対策委員会		必要に応じて、 外部機関との 連携
8				
9				
10	かもと稲田まつり			
11		いじめ防止対策委員会		
12		心のアンケート実施		
1	高等部地域販売会			
2	個別面談	いじめ防止対策委員会		
3	卒業式			